

岡崎東病院通所リハビリテーション 運営規程

(事業の目的)

第一条

1 医療法人博報会が開設する岡崎東病院（以下〔事業所〕という。）が行う指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの事業（以下〔事業所〕という。）の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従事者が、要介護状態（介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第二条

1 指定通所リハビリテーションの提供にあたっては、事業所の従事者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。

2 指定介護予防通所リハビリテーションの提供にあたっては、事業所の従事者は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第三条

1 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 医療法人博報会 岡崎東病院
- (2) 所在地 岡崎市洞町向山16番地2

(職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。)

第四条

1 事業所に勤務する職種、員数及び勤務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤職員）
管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 従業者
 - 医師 1名 以上
 - 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士 3 以上（常勤換算）
 - 看護師 1名 以上（常勤換算）
 - 管理栄養士 1名 以上（常勤兼務）
 - 介護職員 5名 以上

従業者は、指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第五条

1 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、12月31日から1月3日までを除く。

- (2) 営業時間 午前8：30から午後5：00までとする。
- (3) サービス提供時間 午前9：40から午後3：55までとする。

(指定通所リハビリテーションの利用定員)

第六条

- 1 指定通所リハビリテーションの利用定員は次のとおりとする。
40人／日

(通常の事業の実施地域)

第七条

- 1 通常の事業の実施地域は岡崎市とする。

(通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの内容及び利用料等)

第八条

1 指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの内容は次のとおりとし、指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。

- (1) 機能訓練、個別リハビリテーション、集団リハビリテーション
- (2) 入浴
- (3) 食事の提供
- (4) 健康チェック
- (5) 送迎
- (6) リハビリマネジメント（介護給付）
- (7) 若年性認知症ケア（予防給付）
- (8) 口腔機能向上（介護予防）
- (9) 栄養改善（介護予防）
- (10) 運動器機能向上（予防給付）

2 第七条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションに要した送迎の費用は、次の額を徴収する。

- (1) 実施地域を越えた地点から、片道10キロメートル未満 300円
- (2) 実施地域を越えた地点から、片道10キロメートル以上 500円

3 利用者の希望によりサービス提供時間を越えて行う指定通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションに要したサービスの費用は、実費を徴収する。

4 食事代は、1食635円を徴収する。

5 おやつ代は、1食155円を徴収する。

6 おむつ代は、実費（別紙）を徴収する。

7 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

8 前各項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第九条

1 従業者は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービスの提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- (1) 気分が悪くなったときは速やかに申し出る。
- (2) 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。
- (3) 時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。

(非常災害対策)

第十条

1 事業所は、防火管理についての責任を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるために、定期的に避難・救出等訓練を行う。

(業務継続計画の策定等)

第十一条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(その他運営についての留意事項)

第十二条

1 事業所は、看護師等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内

(2) 継続研修 年1回

2 従業員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人博報会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第十三条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針を整備する。

(3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

担当者 主任 坂田秀弘

(身体拘束)

第十四条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施する。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業員に周知徹底を図る。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

(通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション)

第十五条

1 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）は、医師、理学療法士等リハビリテーションスタッフによって作成される通所リハビリテーション計画（介護予防通所リハビリテーション）に基づいて、理学療法その他必要なりハビリテーションを行う。

2 通所リハビリテーション計画（介護予防通所リハビリテーション）に基づき、入浴介助もしくは、特別入浴介助を実施する。

3 通所リハビリテーション計画（介護予防通所リハビリテーション）に基づき、食事を提供する。

4 居宅及び施設間の送迎を実施する。

附則

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日より施行する

最終改訂 令和 7 年 7 月 1 9 日